

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手續について(案)

平成 15 年 5 月 28 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
(平成 23 年 2 月 15 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 4 日一部改正)
(平成 25 年 8 月 22 日一部改正)
(平成 31 年 4 月 17 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 26 日一部改正)

科学技術・学術審議会令第 11 条、科学技術・学術審議会運営規則第 4 条第 7 項及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 8 条に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手續について、以下のよう定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ①一般傍聴者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局 [企画評価課研究開発戦略課](#)）に登録する。
 - ②基本的には先着順に傍聴者を決定する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局 [企画評価課研究開発戦略課](#)）に登録する。
 - (3) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局 [企画評価課研究開発戦略課](#)）に登録する。
3. 会議の撮影、録画、録音について
 - (1) 傍聴者は、分科会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、

録画、録音することができる。

(2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

① 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長又は事務局の指示に従うものとする。

② スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

③ 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(3) 分科会の記録は、委員確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

4. その他

(1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場する事を禁止する。

(2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。

(3) その他、詳細は分科会長の指示に従うこととする。